

令和2年3月12日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務への対応等について お知らせ(その2)

岡山県土木部

岡山県（土木部所管）の建設工事及び建設関係業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のとおり取り扱うこととし、令和2年2月28日にお知らせしていましたが、**取扱いを一部変更します**ので、お知らせします。

1 受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、工事・業務を一時中止したいときは、発注者（発注機関の監督員等）に対し、速やかにその旨を申し出てください。

申し出があった場合、発注者は、受注者の責めに帰することができないものとして、一時中止を認めるとともに、必要に応じて、工期の延長等についても適切に対応することとします。

2 一時中止を認める期間（**延長します**）

(1) 感染拡大防止のため、受注者が工事・業務の一時中止を希望する場合

・ ~~令和2年3月15日~~までの間、一時中止を認めます。

**令和2年3月19日**

(2) 工事・業務の従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

・ 他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切な期間、一時中止を認めます。

3 その他

農林水産部所管の工事及び業務の取扱いについては、決まり次第直ちにお知らせします。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483